

こ 成 母 第 30 号
医政総発 0117 第 1 号
社援保発 0117 第 2 号
社援地発 0117 第 1 号
障企発 0117 第 1 号
老高発 0117 第 2 号
老認発 0117 第 2 号
老老発 0117 第 1 号
令和 7 年 1 月 17 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）の全部を改正し、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）が施行されました。

○ 今回の改正内容

法では、前文において、国会及び政府が、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め心から深く謝罪するとともに、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪することを記しております。

その上で、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に補償金を支給すること、優生手術等を受けた本人で生存している方に優生手術等一時金を支給すること及び人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に人工妊娠中絶一時金を支給することを規定しております。

国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援及び補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずることとされているほか、国及び地方公共団体が、補償金等の支給等に係る必要な事務を行うこととなっております。

各都道府県におかれては、下記の内容をご了知いただき、貴管内の市町村や関係機関とも連携して、本制度の実施にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定されます。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮をお願いいたします。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害保健福祉部局や医療関係部局などにも密接に関係しますので、各都道府県におかれましては、それぞれの庁内関係部局間で連携いただきながら、丁寧な対応をお願いいたします。

2. 周知・広報

周知・広報については、各都道府県において、管内の市町村とも連携していただき、自治体広報誌など地域の広報媒体等を通じて積極的にご対応いただきますよう、お願いします。特に、支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、管内の各市区町村にて、例えば以下のような機会等にポスター・リーフレットの配布を行っていただくよう周知していただくとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法補償金等支給担当窓口への案内等を行っていただきますようお願いいたします。

また、周知にあたって、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になり得る旨を当該支給対象者に個別に通知することについては、「旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の既受給者に対する個別通知の実施等について（協力依頼）」（令和6年12月27日付けこ成母783号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）及び「各都道府県における個別通知の先行事例集」の周知について」（令和7年1月15日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）を踏まえた対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

<施設関係>

- ・ 管内の関係施設（医療機関、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設等）を通じた周知広報（ポスター・リーフレットの配布等）

等

<障害福祉関係>

- ・ 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の手続等の機会を捉えた案内
- ・ 各種障害福祉サービスの利用手続等の機会を捉えた案内

等

<介護関係>

- ・ 要介護認定の申請手続等の機会を捉えた案内
- ・ 介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 介護サービス事業者へのポスター・リーフレットの配布

等

<社会・援護関係>

- ・ 生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・ 成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口等に来所した際の案内や社会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのポスター・リーフレットの配布

等

3. 相談支援

法第24条第2項において、国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとされており、同条第3項においては、その際、支給対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。このため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制の整備をお願いします。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・ 補償金等についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられますので、積極的な対応をお願いします。

<添付資料>

別添1：旧優生保護法補償金等ポスター

別添2：旧優生保護法補償金等リーフレット

別添3：旧優生保護法補償金等リーフレット（分かりやすい版）

別添 4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料（関係法令・施行通知）

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

菅野、岡井、藤本

電話：03-6862-0505